

武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務 プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、トレッキング・ウォーキングコース「武雄トレッキングコース（仮題）」におけるロゴ・看板などのデザイン及びリーフレット等作成業務を委託するにあたり、提案を募集し、手続きに必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務

(2) 業務内容

武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務仕様書及び「武雄市財務規則」による

(3) 委託期間

契約締結の日から平成28年2月29日（月）まで

(4) 業務の予算規模

1,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約する事を約束するものではない。

※打ち合わせ時の交通費、製作費等作成にかかわる全ての費用を含む。

※リーフレット等に使用する写真は武雄市より提供可能。

但し、本業務のみに使用する場合に限る。

3. 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とし、提案書及びデザイン企画書等を基に審査を行い、最も高い評点を獲得した者を選定する。

4. スケジュール

事 項	実施期間または期日
参加表明書等提出期間	平成28年1月6日（水）必着
質問受付締切	平成28年1月6日（水）
質問回答期限	平成28年1月8日（金）
企画提案書等提出締切	平成28年1月13日（水）必着
審査・事業者の決定	平成28年1月15日（金）予定
契約締結期限	平成28年1月18日（月）予定

5. 参加資格等

次の項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれも該当しない者であること。
- (2) 平成27年・28年度入札参加資格者名簿に登載されている者。又は市内に本店（個人事業主の場合は住所）を有し市税等の滞納がなく、暴力団員による実質的な経営への関与等、暴力団員との関係を持たない者。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けたものを除く。
- (5) その他選定委員会が必要と認めた要件
- (6) 随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。

6. 参加表明の手続き

(1) 提出書類

- | | |
|--|-----|
| ① 参加表明書（様式1） | 1部 |
| ② 誓約書（様式2） | 1部 |
| ③ 納税証明書又は滞納のない証明書（国・県・市税）
（平成27年・28年度入札参加資格者名簿に登載されている者は除く） | 各1部 |
| ④ 同種・類似事業の実績報告書（任意様式） | 1部 |
| ⑤ 会社概要（任意様式） | 1部 |

(2) 提出期限 平成28年1月6日（水）必着

直接持参受付時間は、午前9時～正午まで、午後1時～5時とする。

（ただし、土、日、祝日を除く）

(3) 提出方法 事前に電話連絡のうえ、「15. 連絡先及び提出先」記載の提出窓口まで直接持参又は郵送すること。

7. 質問書の提出手続等

(1) 提出期限 平成28年1月6日（水）

(2) 提出書類 仕様書に関する質問票（様式3）

(3) 提出方法 Eメールで提出すること。

なお、未到着を防止するため、送信後、必ず電話連絡にて着信の確認を行うこと。

また、メールの件名を「武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作事業プロポーザル質問」とすること。

(4) 回答期限 平成28年1月8日（金）

(5) 回答方法 全ての質疑回答を参加表明者全員に通知

8. 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、提供した資料を廃棄のうえ、「資料廃棄証明書」（任意様式）及び「辞退届」（様式4）を提出すること。その際、提出書類には事業者名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。なお、提出にあたっては、事前に電話連絡のうえ、「15. 連絡先及び提出先」記載の提出窓口へ持参・郵送により提出するものとする。

9. 提案書等の提出

(1) 提出書類

「武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務 企画提案書作成要領」による書類

- ① 武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務企画提案書（様式5） 1部
- ② デザイン企画書
（企画提案書作成要領のうち「1. 企画提案書（3）様式 ウ」に記載した内容） 9部
- ③ 武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務委託見積書 1部

※所要経費を全て見積り、積算根拠も明記すること。

(2) 提出期限 平成28年1月13日（水）必着

直接持参受付時間は、午前9時～正午まで、午後1時～5時とする。

（ただし、土、日、祝日を除く）

(3) 提出方法 事前に電話連絡のうえ、「15. 連絡先及び提出先」記載の提出窓口まで直接持参又は郵送すること。

10. 審査

(1) 審査方法

- ① 参加者から提出された提案書をもとに選定委員が採点表をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を事業受託候補者として選定する。
- ② 参加者が多数の場合は、事務局が採点表に基づき上位6事業者を選定し、その後、選定委員による総合審査を行うこととする。

(2) 評価基準

- ① 業務実績及び体制
- ② 企画力、デザインの訴求力、見やすさ、景観との合致
 - ・デザイン コース上の景観や自然に適した、デザイン、フォント、色調となっているか。親しみやすさ、健康などのキーワードに合致しているか。
 - ・広報物 歩き方のルール、コース上の情報はもちろん、観光地点の見どころ、トイレ・給水所などの必要な情報が容易に分かる構成になっているか。リーフレットについては、持ち歩きにふさわしいサイズになっているか。

③ 見積額

(3) 評価基準結果の通知及び公表

審査の結果は、参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知する。

(4) 契約

選定された事業者と別紙仕様書に基づき協議を行い、随意契約により、委託契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

1 1. 選定委員会

- (1) 選定を行う委員会は「武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務候補者選定委員会」とする。
- (2) 選定委員会構成メンバーは、武雄市職員で構成する。
- (3) 審査方法
選定委員会会議は、非公開とする。ただし、決定事業者及び審査講評については、平成28年1月18日（月）以降、武雄市ホームページで公表する。

1 2. 評価結果の公表等

- (1) 評価結果の公表
観光課において、全ての提案事業者及び評価結果を公表する。
- (2) 評価結果の説明
評価結果については、通知日から起算して5日以内に観光課に説明を求めることができる。
- (3) 前項の求めがあった場合には、書面を受領した日から休日を除く10日以内に電子メールにより回答する。ただし、法人又は個人に関する情報で、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、その他武雄市の情報公開条例に定める非公開情報に関する事項については除く。

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 仕様書に示された条件に適合しない提案
- (3) 参加表明書に記載された者以外が行った提案
- (4) その他要領等において示した条件等を満たさない提案
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不正を行ったもの
- (7) 事業者候補の決定までに、地方自治法第167条の4に該当することになった場合は、優先交渉権を喪失するものとする。

1 4. その他留意事項

- (1) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類等については、返却しない。
- (4) 提出された書類は、必要に応じて複写することがある。
- (5) 提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 本プロポーザルで選定された者は、企画競争の実施の結果、最適者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、市との契約関係を生

じるものではない。

1 5. 連絡先及び提出先

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1-1

武雄市営業部観光課 担当：中村

TEL 0954-23-9237 FAX 0954-23-7102

E-mail アドレス kankou@city.takeo.lg.jp

(様式1)

平成 年 月 日

武雄市長 小 松 政 様

住所 (所在地)

事業者名

代表者職氏名

参 加 表 明 書

武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務に係る公募型プロポーザル方式による提案書募集について、関係書類を添えて参加します。

なお、本プロポーザルへの参加条件についてはすべて満たしており、また本参加表明書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務名 武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務

2. 添付書類

(1) 誓約書 (様式2) 1部

(2) 納税証明書又は滞納のない証明書 各1部

※平成27年・28年度入札参加資格者名簿に登載されている者は除く

(3) 同種・類似事業の実績報告書 (任意様式) 1部

(4) 会社概要 (任意様式) 1部

3. 問い合わせ先

担当者氏名：中村麻美

所 属：武雄市 営業部 観光課 観光係

電 話 番 号：0954-23-9237 (直通)

F A X 番号：0954-23-7102

E - m a i l : k a n k o u @ c i t y . t a k e o . l g . j p

(様式2)

誓 約 書

私は、次の事項について誓約します。

なお、1および2に関して、武雄市が必要な場合には、佐賀県武雄警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が武雄市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 3 プロポーザル参加に際し、武雄市より開示される秘密文書について、以下のとおり取り扱うことを確認します。
 - (1) 秘密文書は、企画、技術提案にのみ利用し、関連するもののみ閲覧する。
 - (2) 秘密文書の取り扱いに関し、使用者・保管場所を厳重に管理する。
 - (3) 提案終了時にはすべての機密情報を廃棄する。
 - (4) 武雄市の定める個人情報保護に関する条例等を遵守する。
 - (5) 秘密情報を武雄市から開示された側の責により、発生した武雄市の損害を賠償する責めを負うものとする。

平成 年 月 日


武雄市長 小松 政 様

申請者（代表者）

所在地（住所）

法人名、商号、名称等

（氏名のふりがな）

代表者 職 氏名  実印

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日 性別 男 ・ 女

受任者

所在地（住所）

法人名、商号、名称等

（氏名のふりがな）

代表者 職 氏名  印

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日 性別 男 ・ 女

支店・営業所等に委任している場合は、受任者についても記載すること。

(様式3)

武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務委託 仕様書に関する質問票

質 問 日	平成 年 月 日			
事業者名等	事業者名			
	住 所			
	担 当 者	所 属		
		氏 名		
		電話番号		
E-mail				
件 名				
【内容】				

※ 電子メールで送付のこと。（アドレス：kankou@city.takeo.lg.jp）

(様式4)

平成 年 月 日

武雄市長 小 松 政 様

住所 (所在地)

事業者名

代表者職氏名

連絡先 (担当者名)

(電話番号)

(E-mail)

参 加 辞 退 届

平成 年 月 日付で参加しました武雄トレッキングコースデザイン・広報物制作業務委託に係る委託業者選定プロポーザルについて、下記理由のとおり辞退します。

記

(辞退理由)